

令和6年度 小規模保育事業ちよぎき保育園重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	小規模保育事業ちよぎき保育園
所 在 地	大阪市西区千代崎 2-2-12
電 話 番 号	06-4393-2828
代 表 者 氏 名	表原 香奈子

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 名 称	ちよぎき保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市西区千代崎 2-2-12
連 絡 先	電話番号 0 6 - 4393 - 2828 FAX 0 6 - 4393 - 2288
管 理 者	施設長 表原 宏和
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳 児 5 人 1 歳 児 6 人 2 歳 児 8 人
利 用 定 員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 9 人 満 1 歳未満の児童 3 人
開 設 年 月 日	平成 26 年 3 月 1 日
事 業 所 番 号	2710052002161

3 事業の目的・運営方針

ちよぎき保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	木造2階建のうち1階
	延べ面積	62.59 m ²
屋外遊戯場		松島公園 32000 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1室	0歳児クラス
保育室(又は遊戯室)	2室	満1・2歳児クラス
その他		調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食育

出汁の味を活かした野菜中心の副菜、一年を通し、日本古来の節句や行事の保育にあわせた食事、おやつを毎日実施。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 2024年4月1日から

小規模保育事業A型

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育責任者	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	4	3	1	
保育補助者	保育士を助け、園児の保育を行う	2	1	1	
栄養士	栄養面から健康な食生活を支える。	1	1	0	
調理員	給食、おやつを調理する	1	1	0	
保育支援者	園外活動時の見守り・子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。	1	0	1	
看護師	子ども中心とした幅広いケアを行う	1	1	0	

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
保育責任者	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
保育従事者	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

(3) 土曜日保育に係る保育時間

保育目標達成のため、児童の健康状態を鑑み、休息日とするのが良いと判断する場合があります。もちろん就労日は平日と同様にお預かりいたしますが、いつもより早めの降園をお願いいたします。

土曜保育、家庭協力日ははなぞの保育園と合同保育になる場合があります。
 (実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)
 なお、上記以外のお時間帯においての時間外保育は提供いたしません。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

連携園(みなと通りにじのき保育園)から搬入
 (一人ひとりの発達段階に応じた食事)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
 児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時45分頃	11時20分頃	15時20分頃	
1歳児	9時45分頃	11時20分頃	15時20分頃	
2歳児	9時45分頃	11時20分頃	15時20分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食で対応
 食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(2) 連携施設

ア 大阪市立西保育園

運営主体	大阪市
所在地	大阪市西区千代崎 2-21-18
電話番号	06-6581-4009
連携内容	集団保育を体験させるための機会の設定

イ みなと通りにじのき保育園

運営主体	mamatoco 株式会社
所在地	大阪市西区千代崎 1-15-8
電話番号	06-6581-2401

連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供に関する支援 ・ 嘱託医による健康診断に関する支援 ・ 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者に対する相談、助言そのたの保育の内容に関する支援 ・ 必要に応じて、代替保育を提供すること ・ 当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づいて、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること（2才児定員数中5名）
------	--

ウ 千代崎ポプラ保育園

運営主体	社会福祉法人 つむぎ福祉会
所在地	大阪市西区千代崎 1-11-7
電話番号	06-6599-9961
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供に関する支援 ・ 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者に対する相談、助言そのたの保育の内容に関する支援 ・ 必要に応じて、代替保育を提供すること ・ 当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づいて、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること（2才児定員数中2名）

エ 堀江敬愛保育園

運営主体	社会福祉法人 智恩福祉会
所在地	大阪市西区堀江 1-22-11
電話番号	06-6533-7110
連携内容	当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づいて、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること（2才児定員数中1名）

オ 立売堀敬愛保育園

運営主体	社会福祉法人 智恩福祉会
所在地	大阪市西区立売堀 5-6-20
電話番号	06-6536-8110
連携内容	当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づいて、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること（2才児定員数中1名）

卒園後、連携保育施設以外への保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申し込みが必要となります。市町村の利用調整の結果、ご希望の保育園に入園できない場合もあります。

12 利用料金

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日まで保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関	大阪済生会泉尾病院 小児科
医師名	比嘉 勇介
所在地	大阪市大正区北村3丁目4-5
電話番号	06-6552-0091

(2) 歯科

医療機関の名称	徳永デンタルクリニック
医院長名又は医師名	徳永 浩
所在地	大阪市北区本庄西1-13-19
電話番号	06-6371-6480

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 有 ・非常警報器具・設備 有 ・スプリンクラー 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有 ・AED 有 ・消火器 有 ・誘導灯 有 ・避難器具 有 ・セコム安全システム契約 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園 ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 表原香奈子 ・ご利用時間 8:30～18:30 ・電話番号 06-4393-2828 F A X 06-4393-2288 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
-------------------	---

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター4災害共済
保険の内容	災害共済給付
保険金額	365 円のうち保護者負担 300 円（65 円は園負担）

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	2人	3人	1人
1歳児	7人	6人	5人
2歳児	6人	8人	6人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	結果記録

- 23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乘せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園時に係る費用	カラー帽子・連絡帳・おしらせ袋 集金袋・通園バック・シール帳 (シール込)・通園カード入れ (2枚) ・保育料袋 (カード込)	入園時 6,800 円

連絡帳が1冊書き終わりましたら600円(複写式)都度必要。

2 雑費

毎月500円 (年間6,000円)

保育材料費、行事費、食育費、消耗品費として毎月5日に保育料と併せて徴収いたします。

3 オムツ、布団レンタル代 毎月2,500円

(お布団のみ 1,500円)

4 時間外保育に係る利用者負担

30分毎 300円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、集金袋又は保育料袋で徴収し、領収押印をします。

物価情勢により、変動する可能性があります。